CHIYODA CITY

広報 千代田

No.1068
平成13年（2001年） 7/20
（毎月5日・20日に発行）
代表電話 ☎3264-2111

発行／千代田区　編集／企画部広報課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

主な内容

千代田区政策会議 …… 2
総合防災訓練 …… 3
国民健康保険特集 …… 4
福祉 …… 5
保健事業ガイド …… 6
生涯学習・スポーツ …… 7
各施設のお知らせ …… 8

7月29日(日)

参議院議員選挙

―投票時間は午前7時～午後8時―

7月12日に公示され、29日(日)に行われる参議院議員選挙は、明日の国政を託す人を選ぶ選挙です。
大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

投票できる方

投票できるのは、①昭和56年7月30日以前に生まれ、平成13年4月11日までに転入の届け出をし、新たに選挙人名簿に登録された方と、②従前から名簿に登録されている方です。

なお、平成13年4月12日以降千代田区に転入された方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票できます。

投票所入場整理券

選挙人名簿に登録されている方に、投票所入場整理券を郵送しました。

投票するときには、入場整理券を必ずお持ちください。

投票所はよく確かめて

投票所の所在地は投票所入場整理券に記載されています。指定された投票所以外では投票できません。投票所入場整理券をよくお確かめのうえ、お出かけください。

不在者投票

投票日に、出張や旅行などで投票所へ行けない見込みの方は、不在者投票ができます。

不在者投票をするときは、投票所入場整理券を持って（届いていないときは不要）、区役所6階選挙管理委員会へお越しください。

不在者投票のできる期間

7月28日(土)までの午前8時30分～午後8時です。土・日、祝日も受け付けています。

●指定病院等での不在者投票

指定病院等に入院中で、投票日に投票できない方は、指定病院等で投票ができます。

●郵便投票

体が不自由で、投票所で投票できない重度障害者の方に限り、郵便投票ができます。

郵便投票をするには、「郵便投票証明書」が必要になります。

●在外投票

3か月以上海外に居住し、在外選挙人名簿に登録された日本国民は、参議院議員の比例代表選出選挙に投票ができます。

選挙公報

立候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、7月23日(月)の新聞（朝日、毎日、読売、産経、東京、日経）に折り込み、各家庭にお届けします。

また、次の地域の方には、郵送でお届けします。

丸の内1～3丁目、大手町1・2丁目、有楽町1・2丁目、内幸町1・2丁目、霞が関1～3丁目、永田町1・2丁目、皇居外苑、日比谷公園、千代田、一ツ橋1丁目

※出張所や保健所などの区の施設にもありますのでご利用ください。

公営ポスター掲示場

区内106か所に公営ポスター掲示場を設置し、選挙に立候補した方のポスターを掲示しています。

問合せ　選挙管理委員会事務局

投票順序

※まず東京都選出の投票を行い、次に比例代表選出の投票を行います。なお、今回の選挙から比例代表選出の投票用紙への記載は、候補者名でも、政党名でも可能となりました。

「明るい選挙」啓発のポスター・標語募集

(区)選挙管理委員会では、明るい選挙を推進するため、ポスター・標語を募集します。奮ってご応募ください。

優秀作品は表彰し、選挙啓発のために活用させていただきます。

■ポスター

応募資格　区内在住・在学の小・中学生、高校生

作品の規格　色彩・画材は自由。大きさは45cm×30cm～55cm×40cm（縦横自由）

■標語

応募資格　区内在住・在勤・在学者

―いずれも―

内容　明るい選挙を推し進めることを表すもの

申込み　9月7日(金)までに、作品の裏に住所、氏名（ふりがな）、性別、学校名（職業）を書いて、郵送または直接選挙管理委員会事務局（〒102―8688 九段南1―6―11）へ。

区内の公園で

こどもの池開設

区内の公園に「こどもの池」を開設します。

池の深さは30cm程度で、トイレとシャワーの設備があり、水を毎日入れ替えています。

清潔で安全ですので、小さなお子さんを安心して遊ばせることができます。ぜひご利用ください。

開設期間　8月26日(日)までの午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

※毎週月曜日の午後2時以降は、池の清掃・点検のため利用できません。

こどもの池のある公園

- **東郷元帥記念公園**（三番町18）
- **千鳥ケ淵公園**（麹町1―2、半蔵門そば）
- **神田児童公園**（神田司町2―2）
- **芳林公園**（外神田3―5―18）
- **和泉公園**（神田和泉町1）

対象　小学校入学前のお子さん

※保護者の付き添いが必要です。

問合せ　道路公園課公園河川係

☆次号は8月5日（日）に新聞折り込みでお届けします☆

R100 古紙配合率100% 白色度70%の再生紙を使用しています

—創造性あふれるダイナミックな自治体経営を実現するために—

「千代田区政策会議」が発足しました

7月11日に「千代田区政策会議」が発足し、第1回目の会議が開催され、石原信雄氏が会長に選出されました。

政策会議は、これまでの自治体の視点を超え、民間の厳しさやノウハウを積極的に取り入れ、創造性あふれるダイナミックな自治体経営を実現するために、区の政策形成を支援し、区長の意思決定を補佐する機関として設置したもので、学識経験者・地域関係者・企業経営者等（左表のとおり）で構成されています。

自治体間競争の時代を迎え、行政内部だけの考え方にとどまらず、「経営感覚にあふれる区政」を推進するため、日々の経済活動における民間企業の取り組みや考え方を、区政に反映することなどにより、独自性や創造性あふれる施策の展開を目指していきます。

今後、政策会議は月1回程度開催し、①行政運営の基本方針（第三次長期総合計画）②基本的な構想および計画（行財政改革関係）③各分野における総合的かつ基幹的な方針および計画などを論議していく予定です。

問合せ　企画調整課

▼千代田区政策会議委員　（五十音順）

氏　名	役　職
荒木　浩	東京電力㈱会長
○石原　信雄	㈶地方自治研究機構理事長
今村　治輔	東京商工会議所建設・不動産部会長
宇野　政雄	城西国際大学経営情報学部学部長
大石亜希子	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第二室長
大塚　實	万世橋地区町会連合会長
北澤　悦子	㈱北沢書店会長
△小嶋　勝衛	日本大学理工学部学部長
西郷　之厚	千代田区観光協会会長
白石　真澄	ニッセイ基礎研究所主任研究員
神野　直彦	東京大学経済学部教授
田中　義康	日本経済新聞社東京本社社会部
福澤　武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会会長
藤原　房子	ジャーナリスト
穂保　国雄	飯田橋町会防災部長
前田又兵衛	㈳経済団体連合会常任理事
マリ クリスティーヌ	異文化コミュニケーター
山崎美貴子	明治学院大学副学長
湯藤　新	番町出張所地区連合町会長
吉川　秀隆	千代田小学校PTA会長

○＝会長　△＝副会長

第2回区議会定例会

平成13年第2回区議会定例会が6月27日から7月6日まで開かれました。

この定例会では、区長提出議案の「平成13年度一般会計補正予算第1号」など8議案が原案どおり可決されたほか、報告2件がありました。

また、議員提出議案2件が可決されました。

問合せ　総務課、区議会事務局

区長提出議案

▼平成13年度一般会計補正予算第1号
▼特別区税条例の一部を改正する条例
▼難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
▼興行場法施行条例の一部を改正する条例
▼地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
▼公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
▼収入役の選任の同意について

議員提出議案

▼区議会傍聴規則
▼地球温暖化防止対策の推進と京都議定書の早期批准・発効を求める意見書

収入役に篠田公一郎氏　教育長に若林尚夫氏

瀧見浩之収入役の退職に伴い、その後任に篠田公一郎氏（元保健福祉部長）が、議会の同意を得て選任されました。また、高崎謙作教育長の退職に伴い、若林尚夫氏（前㈶教育庁学務部長）が議会の同意を得て教育委員に任命され、教育委員会において教育長に任命されました。

▼教育委員会委員の任命の同意について
▼平成12年度一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて（報告）
▼新三崎橋架替工事（その1）請負契約の一部を専決処分により変更した件について（報告）

秋葉原駅前広場を廃止します

平成5年2月の開園以来、多くの皆さんにご利用いただいた秋葉原駅前広場は、都の秋葉原駅付近土地区画整理事業の工事のため、7月31日㈫をもって廃止することになりました。

長きにわたって、触れ合いの場としてご活用いただきありがとうございました。

平成17年度には、交通広場として新しく生まれ変わる予定です。

問合せ　道路公園課

「(仮称)勝どき六丁目開発事業」環境影響評価書案の公聴会開催と公述人の募集

都では、環境保全の見地から、次のとおり公聴会を開催します。

とき　8月22日㈬午後2時～
場所　中央区月島区民センター（中央区月島4－1－1）
事業の種類　住宅団地の新設、高層建築物の新築、自動車駐車場の設置

▼**公述人の募集**
定員　25名程度（申込多数の場合は抽選）
※一人あたりの公述時間は15分以内
申込み　7月25日㈬～8月8日㈬までに公述申出書に対象事業名、公述人の住所・氏名（ふりがな）、電話番号、公述しようとする意見の趣旨（800字以内）を書いて、郵送（消印有効）または直接左記の問合せ先へ。

▼**傍聴**
当日の午後1時30分から会場で先着100名程度に傍聴券を配布します。
※公述の申出者がいなかった場合は、公聴会は開催しませんので事前にご確認ください。

問合せ　㈶環境局環境評価部環境影響評価審査課「公聴会担当」（〒163－8001新宿区西新宿2－8－1都庁第1本庁舎北塔35階☎5388－3566）

岩本町東神田地区地区計画を変更

7月9日㈪に岩本町東神田地区地区計画（区決定）を変更しました。

都市計画を定める区域　岩本町一～三丁目、東神田一・二丁目地内

※今回の変更は、岩本町三丁目・東神田二丁目（靖国通りから北側の区域）に地区整備計画を追加するものです。

問合せ　都市計画課都市計画係

西神田コスモス館ストックヤードでミニフリーマーケット開催

掘り出し物があるかもしれません。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひお越しください。

ミニフリーマーケット出店登録者も募集しています。

とき　8月4日㈯午前11時～午後1時30分（雨天決行）
場所　西神田コスモス館地下1階（西神田2－6－2）
出店数　10店舗程度
問合せ　清掃リサイクル課リサイクル係

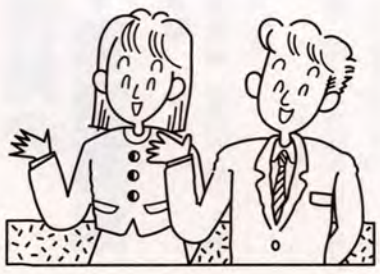

個人で事業を営む方へ

生業資金をお貸しします

個人で事業を営む方で、一般の金融機関から融資を受けることが困難な世帯に、生業資金をお貸しします。

対象　この資金を借り受けないと生活が困窮する、次の条件をすべて満たす方
①区内に1年以上住み、
②主としてこの資金を借り受けようとする事業によって生計を立てていて、
③住民税を完納し、
④連帯保証人がいる方
※申込内容・事業計画等に関して審査を行います。

貸付額　200万円以内
貸付利率　年0・5％
返済方法　6年以内（据置期間6ヵ月間を含む）の月賦元金均等返済
申込期限　8月3日㈮
問合せ　保健福祉部管理課厚生係

家族・職場でご参加を
総合防災訓練

8月4日(土)

8月4日(土)午後3時に東京に直下型地震が発生したという想定で、練成中学校を会場として、区民・事業所・各防災関係機関が一体となった大規模な「総合防災訓練」を行います。

「総合防災訓練」は、被災時に避難所となる小・中学校等の施設を会場として、「防災週間」および「防災とボランティア週間」の期間を中心に、年2回実施しています。

いつ地震が起きても、落ち着いた行動がとれるように、訓練には家族ぐるみ、職場ぐるみで積極的に参加しましょう。

対象

神田駿河台三丁目(2・4・6)・四丁目(2・4・6)神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、神田須田町一丁目(1～6・8～15・17・19・21・23・25)、外神田一～六丁目、東神田三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一～四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町、およびその周辺地域の町会や事業所。

なお、訓練参加を希望される事業所の方は、防災課までご連絡ください。

訓練内容

初期消火訓練や救出救護訓練のほか、備蓄倉庫の確認や備蓄資器材の操作、避難者名簿の作成といった避難所の運営に関する事項も訓練に取り入れています。

また、実際に避難所で、翌日の朝まで過ごす宿泊訓練も行い、「体験型訓練」の充実を図っています。

当日、対象地域の皆さんは、定められた「一時集合場所」に集まり、警察官等の誘導に従って訓練会場に移動し、各種訓練にご参加ください。

問合せ　防災課

▼総合防災訓練の一時集合場所・訓練内容等

参加対象	一時集合場所(集合時刻)	訓練会場
右記地域内にお住まいの方や町会、事業所の方：駿河台東部町会地域、淡路町一丁目町会地域、淡路町二丁目町会地域、須田町一丁目南部町会地域、須田町中部町会地域、須田町北部町会地域、神田小川町一丁目	淡路広場 午後3時30分	練成中学校(外神田6－11－14)
外神田一丁目万世橋町会地域	秋葉原駅西口広場 午後3時30分	練成中学校(外神田6－11－14)
外神田旅籠町会地域、外神田三丁目金沢会地域、神台会地域、外神田同朋町会地域、宮本町会地域、外神田三丁目末広町会地域、外神田二丁目松住町会地域、外神田四丁目田代会地域、外神田四丁目松富会地域	芳林公園 午後3時50分	練成中学校(外神田6－11－14)
外神田六丁目町会地域、外神田五丁目栄町会地域、外神田五丁目元佐久町会地域、外神田五丁目亀住町会地域	練成中学校正門前 午後3時55分	練成中学校(外神田6－11－14)
右記住所地内にお住まいの方や事業所の方：神田佐久間町一丁目、神田松永町、神田花岡町、神田練塀町、神田相生町	秋葉原公園 午後3時30分	練成中学校(外神田6－11－14)
東神田三丁目、神田和泉町、神田佐久間町二丁目、神田佐久間町三丁目、神田佐久間町四丁目、神田平河町、神田佐久間河岸	和泉公園 午後3時30分	練成中学校(外神田6－11－14)

訓練内容など

発災 午後3時

↓

一時集合場所：情報収集・情報連絡訓練

↓

避難・誘導訓練
車いす体験訓練

↓

訓練会場：
- ◎本部運営訓練
- ◎初期消火訓練
- ◎応急給水訓練
- ◎救出救助訓練
- ◎傷病者担架搬送訓練
- ◎応急救護訓練
- ◎応急通信訓練
- ◎医療救護訓練
- ◎煙体験訓練
- ◎起震車体験訓練
- ◎救援物資配付訓練
- ◎義援物資配付訓練
- ◎避難者名簿作成訓練
- ◎備蓄倉庫確認訓練
- ◎備蓄資器材操作訓練
- ◎避難所運営訓練
- ◎炊き出し訓練
- ◎宿泊場所設営訓練
- ◎宿泊体験訓練

IT講習会
第2期受講生追加募集

区では、パソコン初心者を対象とした講習会を平成14年1月まで毎月開催します。

広報千代田6月20日号で第2期(8月～10月実施／50コース1千名程度)の受講生を募集しましたが、まだ定員に余裕のあるコースがあるため追加募集します。

とき・会場など　左表のとおり

※今回お知らせするコース以外にも空きが出る可能性がありますので、お問い合わせください。

対象　満20歳以上の区民若干名(申込順)

※都内在住の方も受講できます。

内容　いずれのコースも①パソコンの基本操作②文書の作成③インターネットの利用④電子メールの送受信を合計12時間で学びます。

費用　1千円(テキスト代)

申込み　7月23日(月)～27日(金)の午前9時～午後5時の間に電話で、生涯学習振興課☎5294－3650へ。

※このIT講習会を受講できるのは、全日程を通して、一人1コースです。

▼第2期(8月～10月)IT講習会追加募集　とき・会場など

会場	講習日	時間	コース番号
教育研究所(神田司町2－16 神田さくら館内)	9月17日(月)・18日(火)・19日(水)・20日(木)	午後	26
	10月22日(月)・23日(火)・24日(水)・25日(木)	午前	32
		午後	33
お茶の水小学校(猿楽町1－1－1)	8月27日(月)・28日(火)・29日(水)・30日(木)	午前	34
		午後	35
昌平小学校(外神田3－4－7)	8月6日(月)・7日(火)・8日(水)・9日(木)	午前	37
今川中学校(鍛冶町2－4－2)	8月7日(火)・8日(水)・9日(木)・10日(金)	午前	43
		午後	44
東京リーガルマインド水道橋校8号館(三崎町2－7－1 帝都自動車交通三崎町ビル)	10月1日・8日・15日・22日(毎週月曜日)	午前	47
		午後	48
	10月3日・10日・17日・24日(毎週水曜日)	午前	49
		午後	50

※午前＝午前9時～正午、午後＝午後1時30分～4時30分
※■のコースは、高齢者の方にもわかりやすい「ゆったりコース」となります。

税金

■災害にあったときは

台風や集中豪雨などで被害を受けた方には、個人住民税・固定資産税・都市計画税・個人事業税を軽減する減免制度があります。被災地の跡地に再建築した家屋にかかる不動産取得税、事業所税なども対象となります。

この制度は、納税者の方からの申請が条件になっていますので、該当する方は早めに申請してください。

また、被害にあって、区税または都税を一度に納めることが困難な方には、納税の猶予制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ

▼個人住民税・減免＝(区)税務課課税係、**納税の猶予**＝(区)税務課納税係

▼固定資産税・都市計画税・個人事業税・不動産取得税・事業所税＝千代田都税事務所☎3252－7141

みんなの健康を守る『国民健康保険』

手続きは14日以内に

問合せ　保険年金課国民健康保険係

皆さんが病気やケガをしたときに、安心してお医者さんにかかるため、なくてはならない「健康保険」。誰もが、どこかの「健康保険」に必ず入ることになっています。

職場の健康保険（健康保険組合、政府管掌健康保険や共済組合など）に加入している方、生活保護を受けている方などを除いて、区に住んでいる方は、すべて区の「国民健康保険」に加入することになります。

「国民健康保険」に入るとき、やめるときには、必ず14日以内に手続きをしてください。

退職したら加入の手続きを

勤務先を退職して、職場の健康保険の資格がなくなった方や、その扶養家族の方は、必ず「国民健康保険」の加入手続きが必要です。

手続きが遅れると、保険料を退職の翌日までさかのぼって（最長2年間）納めていただく場合があります。

また、その間の保険診療が受けられなくなります。必ず14日以内に手続きをしてください。

手続きに必要なもの
- 資格喪失証明書など、資格がなくなった日付が確認できるもの
- 「国民健康保険証」家族がすでに加入している場合
- 印鑑

※退職者医療制度に該当する方は、年金証書（裁定通知書）が必要となります。

※職場の健康保険を任意で継続加入する方（手続きは資格喪失日から20日以内）は、国民健康保険の手続きは必要ありません。

退職者医療制度

長い間勤めていた会社などを退職して、国民健康保険に加入された方は、「退職者医療制度」が適用されます。

この制度が適用されると、診療を受けたときの自己負担額が軽減されます。

対象　国民健康保険加入者で、厚生年金や共済組合などの老齢（退職）年金の受給権がある方で、加入期間が20年以上または40歳以後10年以上ある方（老人保健法の適用を受けている方を除く）

手続きに必要なもの　年金証書（裁定通知書）、保険証、印鑑

自己負担額　本人＝入院・外来受診とも2割、扶養家族＝入院2割、外来受診3割

※一般の国民健康保険の自己負担額は、すべて3割です。

※年金証書をお持ちでない方は、とりあえず一般の国民健康保険に加入してください。

就職したらやめる手続きを

会社などに就職して、新たに職場の健康保険に加入した方や、その扶養家族になった方は、「国民健康保険」をやめる手続きが必要です。

会社などから「国民健康保険」には何も連絡がないため、加入していた方が手続きをしないと、加入したままになってしまいます。そうなると、保険料を二重に納めるようになったり、うっかり「国民健康保険証」で診療を受けた場合、「国民健康保険」で負担した医療費は、後で返していただくことになります。

また、「国民健康保険」に加入している世帯の一部の方が、就職したときも同じ手続きが必要です。

手続きに必要なもの
- 「国民健康保険証」
- 勤務先などの健康保険証
- 印鑑

その他の手続き

住所や世帯主、氏名を変更したとき、子どもが生まれたときや加入者が死亡したとき、保険証をなくしたときなどは、右下表を参考に、忘れずに手続きをしてください。

保険料を納める期間

国民健康保険の保険料は、被保険者になった月の分から、やめた月の前月まで納めます。

加入の手続きをしたときではありません。

手続きが遅れると、保険料をさかのぼって（最長2年間）納めなければなりません。

株式・有限会社等に勤めている方は、国民健康保険に加入できません

株式会社、有限会社、合資会社等の法人事業所に勤めている方（社長1人の法人、試用期間中の方などを含む）、パートタイマー・アルバイトの方（目安として、1か月の労働日数が通常の従業員のおおむね4分の3以上ある方等）および、常時5人以上の従業員を使用する土木建築業や物品販売業などの個人事業所に勤めている方は、すべて職場の健康保険に加入することになります。

滞納している方は注意を

災害等の特別な事由もなく1年以上保険料を滞納している方は、保険証を返していただきます。

保険証の代わりに「資格証明書」を交付しますが、お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額負担することになります。

それでもなお納めないでいる方には、給付を差し止め滞納分が差し引かれます。

こんなときは必ず14日以内に手続きを

▼「国民健康保険」手続き一覧

	こんなとき		必要なもの	手続き先
加入する場合	区に転入してきたとき	世帯全員が転入	印鑑	保険年金課、各出張所
		世帯に一部転入	保険証、印鑑	
	外国人登録をしたとき（短期滞在者を除く）		外国人登録証	保険年金課
	職場の健康保険をやめたとき	世帯全員	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑	保険年金課、各出張所
		世帯の一部（下記※事項にご注意）	職場の健康保険をやめた証明書、保険証、印鑑	
	子どもが生まれたとき		母子手帳、保険証、印鑑	保険年金課
	生活保護を受けなくなったとき		保護廃止決定通知書、印鑑	
やめる場合	区から転出したとき	世帯全員が転出	保険証、印鑑	保険年金課、各出張所
		世帯の一部転出		
	外国人で区外に転出するとき		保険証、外国人登録証	保険年金課
	職場の健康保険に入ったとき	世帯全員	職場の保険証、国民健康保険証、印鑑	保険年金課、各出張所
		世帯の一部		
	死亡したとき		保険証、印鑑	保険年金課
	生活保護を受けるようになったとき		保護開始決定通知書、保険証、印鑑	
その他	世帯主・氏名が変わったとき、区内で住所が変わったとき、世帯の合併・分離のとき		保険証、印鑑	保険年金課、各出張所
	保険証をなくしたとき		印鑑、保険料領収書、運転免許証等身分を証明するもの	保険年金課

※世帯主が職場の健康保険等に加入している場合は、上記以外にも必要な書類があります。

＊お急ぎの場合は、直接保険年金課国民健康保険係（区役所2階）へお越しください。なお、「国民健康保険証」の発行は原則として郵送となります。

国民健康保険

■保険料の通知をお送りしました

今回お送りした納付書は、7月・8月・9月分の納付書と、7月～平成14年3月分の納付書です。13年度分をまとめて納入希望される方は、7月～平成14年3月分の納付書をご利用ください。

保険料は、必ず毎月末日までに納めてください。

問合せ　保険年金課国民健康保険係

■保険料の支払いは、便利な「口座振替」で

保険料の支払いを口座振替にすれば、毎月支払いに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。ぜひ、ご利用ください。

手続きに必要なもの　保険証、通帳、印鑑（通帳の届け出印）

申込み　郵便局、金融機関、または保険年金課へ。

■旅先で病気やけがをしたときは

国内で保険証を持たずに病気やけがをし、医療費の全額を自己負担したときは、必ず領収書と診療報酬明細書を受け取ってください。また、海外にお出かけの方は、事前にお問い合わせください。

後日、世帯主からの申請により、支払った医療費（保険単価に換算した額）の7～8割を払い戻します。

問合せ　保険年金課管理係

国民年金

■国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め忘れがあると、将来老齢基礎年金がもらえなくなったり、万一病気やケガで大きな障害を負ったときに障害基礎年金が受けられなくなることがあります。

納め忘れのある方は、お近くの金融機関、区役所、出張所で納めてください。納付書のない方は、再発行しますのでご連絡ください。

保険料の納め忘れをなくすために、便利で確実な「口座振替」のご利用をおすすめします。

なお、納めるのが経済的に困難な場合には、申請により保険料を免除する制度がありますので、ご相談ください。

問合せ　保険年金課国民年金係

8月1日(水)から 心身障害者福祉手当の所得制限が一部改正されます

区の心身障害者福祉手当の所得制限が左表のとおり改正されます。

昨年行われた平成11年中の所得調査や手当の申請時に所得基準額を超過していた方は、この改正により、今回から該当する場合もあります。平成12年中の所得を確認のうえ、該当すると思われる方は申請してください。

対象 左表の所得基準額内で、次の①～④のいずれかに該当する区内在住の方。

①身体障害者手帳1～3級の方
②愛の手帳1～4度の方
③戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方
④脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

※高齢者福祉手当、児童育成手当(障害手当)を受給している方は対象になりません。

問合せ 生活福祉課障害者福祉係

▼心身障害者福祉手当所得基準額

扶養親族等の数	障害者本人の年間所得基準額		扶養義務者等の年間所得基準額
	現行	改正後	
0人	3,481,000円	3,549,000円	6,287,000円
1人	3,861,000円	3,929,000円	6,536,000円
2人	4,241,000円	4,309,000円	6,749,000円
3人	4,621,000円	4,689,000円	6,962,000円
4人	5,001,000円	5,069,000円	7,175,000円
5人	5,381,000円	5,449,000円	7,388,000円

※障害者本人が20歳以上の場合は本人の所得額、20歳未満の場合は扶養義務者等の所得額となります。なお、医療費控除や老年者控除等がある方は所得額から差し引くことができます。
※今回の基準改正は本人の年間所得基準額のみの変更となります。

夕食をお届けします

ひとり暮らしや虚弱等の理由で、食事の支度が困難な高齢者や障害者の方のご自宅へ、専門の業者が夕食をお届けします。

実施日 月～土曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)
定員 80名(1日につき)
費用 570円(1食につき)
利用回数 週3回まで
申込み 電話で高齢者福祉課相談係へ。

難病にかかっている方へ 医療費助成と福祉手当支給

区内在住の難病にかかっている方や家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成と福祉手当(月額1万5千500円)の支給を行っています。

対象疾病名 左表のとおり

※5月1日から従来の「リピドーシス」を含む「ライソゾーム病」が新たに対象になりました。

問合せ **医療費助成制度**＝千代田保健所☎3291－3641、麹町庁舎☎3221－1313

▼難病患者医療費助成・福祉手当支給　対象疾病

	病名		病名
1	スモン	37	シャイ・ドレーガー症候群
2	ベーチェット病	38	多発性嚢胞腎
3	重症筋無力症	39	表皮水疱症
4	全身性エリテマトーデス	40	特発性門脈圧亢進症
5	多発性硬化症	41	膿疱性乾癬
6	再生不良性貧血	42	ミオトニー症候群
7	筋萎縮性側索硬化症	43	広範脊柱管狭窄症
8	サルコイドーシス	44	特発性好酸球増多症候群
9	特発性血小板減少性紫斑病	45	原発性胆汁性肝硬変
10	汎発性強皮症	46	強直性脊椎炎
11	皮膚筋炎・多発性筋炎	47	重症急性膵炎
12	パーキンソン病	48	進行性核上性麻痺
13	劇症肝炎	49	特発性大腿骨頭壊死症
14	慢性肝炎	50	びまん性汎細気管支炎
15	肝硬変・ヘパトーム	51	混合性結合組織病
16	高安病	52	ミトコンドリア脳筋症
17	悪性関節リウマチ	53	原発性免疫不全症候群
18	悪性高血圧	54	遺伝性(本態性)ニューロパチー
19	ウィリス輪閉塞症	55	特発性間質性肺炎
20	脊髄小脳変性症	56	クロイツフェルト・ヤコブ病
21	点頭てんかん(※)	57	網膜色素変性症
22	先天性血液凝固因子欠乏症等	58	遺伝性QT延長症候群
23	人工透析を必要とする腎不全	59	原発性肺高血圧症
24	結節性動脈周囲炎	60	先天性ミオパチー
25	潰瘍性大腸炎	61	神経線維腫症
26	ビュルガー病	62	網膜脈絡膜萎縮症
27	天疱瘡	63	進行性筋ジストロフィー
28	クローン病	64	ウィルソン病
29	ネフローゼ症候群	65	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
30	アミロイドーシス	66	骨髄線維症
31	後縦靭帯骨化症	67	亜急性硬化性全脳炎
32	ハンチントン舞踏病	68	バッド・キアリ症候群
33	ウェゲナー肉芽腫症	69	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)
34	母斑症	70	ファブリー病
35	特発性拡張型心筋症	71	副腎白質ジストロフィー
36	シェーグレン症候群	72	ライソゾーム病

※21　点頭てんかんについては、難病手当のみになります。

ご存じですか 特別障害者手当と障害児福祉手当

日常生活で常時特別の介護を必要とする区内在住の在宅の重度心身障害者(児)の方に手当を支給しています。

※支給制限等があります。

▼特別障害者手当

対象 20歳以上で、次の①～④のいずれかに該当する方

①重度の障害が2つ以上重複している方
②両上肢、両下肢、体幹のいずれかの機能に重度の障害があり、日常生活動作が非常に困難な方
③重度の内部障害または長期にわたる安静が必要な病状で、絶対安静の状態の方
④精神障害または重度の知的障害があり、日常生活能力が基準以下の方

手当額 2万6千860円(月額)

※施設に入所している方、病院に3か月以上入院している方は対象外です。

▼障害児福祉手当

対象 20歳未満で、次の①～③のいずれかに該当する方

①おおむね身体障害者手帳1級程度の方
②おおむね愛の手帳1度程度の方
③常時介護が必要な状態にある疾病や精神障害の方

手当額 1万4千610円(月額)

※施設に入所中の方、障害を理由とする公的年金を受給している方は対象外です。

福祉手当＝生活福祉課障害者福祉係

8月1日(水)から 身体障害者ショートステイ事業を始めます

重度身体障害の方や介護者が休養を取りたいときなどに、療護施設が利用できます。

対象 区内在住で、身体障害者手帳の交付を受けた15歳以上65歳未満の日常生活に介助を要する方

利用要件

・対象者本人または介護者が休養を希望する場合
・介護者の疾病等により、対象者が一時的に介護を受けられない場合

利用期間 原則として7日以内(施設の状況により希望どおりの利用ができない場合もあります)

利用施設 都立多摩療護園・清瀬療護園・日野療護園

費用 飲食費実費1千166円(1日につき)

※従来から明和病院を使って実施している心身障害者(児)一時保護事業についても、8月1日から飲食費実費として1日につき950円を負担していただきます。

問合せ 生活福祉課障害者支援主査

―いずれも―

申込み 各手当認定請求書に所定の診断書、本人および扶養義務者の住民税課税(非課税)証明書を添えて、生活福祉課障害者福祉係へ。

介護が必要な高齢者の方に 各種サービスのご利用を

区内在住で、65歳以上の要介護3～5の認定を受けた方を対象に、費用の10%程度の負担で利用できるさまざまなサービスを行っています。ぜひご利用ください。

▼紙おむつの支給

ねたきり等で常時おむつが必要な方に支給をします。

月1回、自宅または都内の指定場所に配送(病院指定のおむつを使用する場合はおむつ代の一部を助成)します。

▼寝具乾燥サービス

在宅で寝具乾燥が困難な方に、月1回(年12回)寝具の乾燥消毒を行います。

※介護保険の認定にかかわらず、65歳以上の方だけの世帯で、病弱な方がいる場合には、2か月に1回(年6回)実施します。

▼訪問理美容サービス

在宅で理美容店に行くことが困難な方を理容師または美容師が訪問し、調髪等を行います。

利用券を年間8枚まで交付します。

※平成13年度から美容師の派遣もできるようになりました。

問合せ 高齢者福祉課高齢者福祉係

在宅介護のことは何でもお気軽にご相談を

介護相談

自宅で介護を受けている高齢者の方とその介護者の方を対象に、専門の職員が、介護や福祉、保健サービス、介護保険、住宅改修などのご相談に応じます。

また、介護機器・用品の展示や紹介も行っています。

相談受付

- **来所・訪問相談**＝月～土曜日の午前9時～午後5時
- **電話相談**＝24時間

問合せ 一番町在宅介護支援センター
☎3265－6141

難病リハビリ教室

「神経難病(パーキンソン病等)とその効果的リハビリテーション」

神経難病の種類や特徴、リハビリテーションの留意点などについて分かりやすくお話をしていただきます。

とき　8月3日㈮午後1時30分～3時10分

会場　千代田保健所麹町庁舎（平河町2－7－4）

講師　小林智則氏（順天堂大学医学部附属順天堂医院脳神経内科医）

問合せ　在宅サービス課在宅保健係　☎3221－1315

ご覧ください　ビデオ広報「わがまち千代田」

ビデオ広報「わがまち千代田」は、区役所1階ロビーをはじめ、区立施設などでご覧になれます。また、インターネット上でも放映しています。

千代田区ホームページアドレス
http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

平成13年7月号(No.256)の番組内容(7月23日(月)から放映予定)

- ▶1年中水を楽しむ「女性だけの水泳サークル」
- ▶私も釣れた「子どもマス釣り教室」
- ▶「ふらっと区長室」「政策会議」
- ▶「歴史と花の散歩道」第4回　東郷元帥記念公園周辺

問合せ　広報課広報係

―夏休みの自由研究に―
身近な環境を調べよう

環境問題をテーマに、簡単な実験を通して、身の回りの環境を調べる方法を紹介します。夏休みの自由研究などにもなりますので、みんなで挑戦してみましょう。

■「自由研究の手引き」を配布します

「身近な自然と触れ合おう」（グリーンアドベンチャー）をはじめ、酸性雨についての調査等の自由研究の参考例、見学場所の案内、まんが「環境物語」など、環境に関する情報がいっぱいです。

■雨などのpHを測れる「パックテスト(酸性雨用)」を差し上げます

対象　区内在住・在学の小・中学生

配布数　30セット(申込順)

■太陽エネルギーの体験学習

さまざまなエネルギーについて知ってもらうために、現在あるエネルギー問題についての学習会やソーラーカーの模型製作・走行実験などを行います。

とき　8月24日㈮・27日㈪いずれも午後1時30分～

会場　区役所10階会議室

対象　区内在住・在学の小・中学生30名（申込多数の場合は抽選）

申込み　8月3日㈮までに電話または直接環境保全課公害指導係へ。

※「自由研究の手引き」および「パックテスト(酸性雨用)」は、随時配布しています。

身近な自然と触れ合える「グリーンアドベンチャー」

日比谷公園・北の丸公園にはグリーンアドベンチャーという緑の観察コースがあります。これらの場所の緑を観察し、植物の見分け方を身に付け、自然を楽しんでみましょう。

▶準備をしよう

- ・グリーンアドベンチャーのシート（「自由研究の手引き」の中にとじてあります）
- ・メモ帳
- ・筆記用具

▶行ってみよう

準備したものを持って公園へ出かけてみましょう。そして、コースをまわって木や植物の特徴をメモ帳に書いておきましょう。

▶まとめてみよう

家に帰ったら、植物図鑑などでグリーンアドベンチャーで観察した木や植物について調べて、まとめてみましょう。

問合せ　環境保全課公害指導係

8月の保健事業ガイド

※予約制です。事前にお申込みください。

事業名・対象など	とき	実施場所	問合せ
両親学級（4日制） 妊婦の方	27日㈪　午後1時30分～4時	麹町庁舎	千代田保健所 ☎3291-3641
節目健診（ちよピック21） 区内在住の40・45・50・55・60歳の方	1日㈬・15日㈬・22日㈬・29日㈬　午後1時～	千代田保健所	
	10日㈮・24日㈮　午前9時～10時	麹町庁舎	
一般健康相談 （C型肝炎検査も受けられます） ※健康診断書の発行は、区内在住の方、および小規模（5人未満）の事業所のみ	1日㈬・15日㈬ 区内在住の方＝午前9時～10時30分 その他の方＝午前10時～10時30分 ※実施日の前週の木曜日～予約受付開始	千代田保健所	
	10日㈮・24日㈮ 区内在住の方＝午前9時～10時30分 その他の方＝午前10時～10時30分 ※実施日の週の月曜日～予約受付開始	麹町庁舎	
エイズ・C型肝炎・性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）相談（相談・検査）	3日㈮・17日㈮　午前9時～10時15分	千代田保健所	
栄養相談 生活習慣病の予防と改善、離乳食など食事に関する相談	随時受付　午前10時～午後4時		
		麹町庁舎	麹町庁舎 ☎3221-1313
一般精神デイケア 区内在住で心の病気のある方	3日㈮　午前9時30分～	千代田保健所	
	24日㈮　午後1時～	麹町庁舎	
細菌検査（健康管理検便） （赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・O157） 区内在住・在勤・在学の方 ※予約不要 （事前に採便管を取りに来てください）	毎週火曜日 午前9時～正午・午後1時～3時	麹町庁舎	
	毎週金曜日 午前9時～正午・午後1時～3時	千代田保健所	
老人精神保健（痴ほう）相談・デイケア おとしよりの心の問題で悩んでいる家族の方など	10日㈮　午前9時30分～11時30分	麹町庁舎	在宅サービス課 ☎3221-1315
	24日㈮　午前9時30分～11時30分	千代田保健所	
A型機能訓練 区内在住で身体の機能維持・回復を必要としている方	毎週水曜日　午前9時30分～11時 (15日を除く)　午後1時～3時30分	麹町庁舎	
B型機能訓練（地域参加型）	毎週火曜日（14日を除く） 午後1時30分～3時30分	神田公園出張所	
難病リハビリ教室（相談・指導）	22日㈬　午前9時～11時	麹町庁舎	
在宅療養者訪問指導（保健婦・理学療法士）	随時受付		

8月の休日診療当番医等

＊受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください。
＊健康保険証と健康手帳(70歳以上の方など)をお持ちください。

■内科・小児科■　診療時間：午前9時～午後10時

5日	滝医院	☎3264-3101 九段南4-3-1
	奥田医院	☎3254-0702 神田多町2-9
12日	永井クリニック	☎3556-8101 飯田橋1-12-1 ダイエイシャビル1F
	神田司町クリニック	☎3295-2513 神田司町2-21-10 冨士神田ビル2F
19日	柳下医院	☎3261-1261 平河町1-7-14
	渡部(わたべ)内科	☎3262-5977 神田神保町3-2-8 昭文館ビル1F
26日	半蔵門病院	☎3239-3355 麹町1-10-5
	代田(しろた)医院	☎3831-5779 外神田6-4-5 嬬恋坂コープ401

■歯科■　診療時間：午前9時～午後5時

5日	本多歯科医院	☎3262-6049 神田神保町3-2 サンライトビル2F
12日	松木歯科医院	☎3864-3780 岩本町3-1-5 スミトー神田岩本町ビル2F
19日	松尾歯科医院	☎3254-4938 内神田3-13-2 松尾ビル4F
26日	内神田歯科医院	☎5294-6177 内神田2-10-8 Y-WORKSビル2F

■調剤薬局■　営業時間：午前9時～午後5時

5日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643 神田駿河台2-2-5 井口ビル1・2F
12日	コトブキ調剤薬局	☎3291-0380 神田駿河台2-10-1
19日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643 神田駿河台2-2-5 井口ビル1・2F
26日	三崎調剤薬局	☎3296-1210 神田駿河台2-2 お茶の水杏雲ビル1F

休日診療案内等　消防庁テレフォンサービス ☎3212-2323、健康案内ひまわり情報センター●夜間休日診療案内(24時間) ☎5272-0303●休日等診療案内(土曜日午後5時～月曜日午前8時30分) ☎5272-0505

生涯学習

生涯学習振興課（総合体育館内）
〒101−0047 内神田2−1−8　☎5294−3650

■千代田学習グループ　夏季宿泊研修参加者募集

とき　8月28日(火)～29日(水)、28日午前8時20分区役所前集合・出発、29日午後5時帰着予定。
場所　メレーズ軽井沢・軽井沢少年自然の家(長野県北佐久郡軽井沢町)
対象　区内で学習活動をしている方、またはこれから学習活動をしようとしている方70名(申込順)。
※参加者同伴のお子さん(3歳以上小学生以下)を含みます。また、研修会の間は保育があります。
内容　「日々のくらしとボランティア―身近なことから始めよう―」をテーマにした研修会と軽井沢探訪。
費用　大人＝6,000円、小人＝4,000円
申込み　所定の申込書に費用を添えて、直接生涯学習振興課へ。

■東京商科学院専門学校オープンカレッジ パソコン無料講座「ワード・エクセルの基本操作と応用」

とき　7月29日、8月5日、8月26日、9月2日、いずれも日曜日の午前10時～午後4時
会場　東京商科学院専門学校（三崎町2−2−1）
対象　パソコンに興味のある方各回40名(申込順)
申込み　各回とも2日前(金曜日)までに電話で東京商科学院専門学校☎3294−4080(渡邉)へ。

スポーツ

スポーツ振興課（総合体育館内）
〒101−0047 内神田2−1−8　☎3256−8444

■1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭東京大会

とき　7月29日(日)午前5時50分集合
会場　都立九段高校校庭(九段北2−2−1)、雨天時は同体育館
※希望者は、当日直接会場へ。
問合せ　スポーツ振興課

■夏季合同ラジオ体操会

ラジオ体操で体をほぐし、さわやかな1日を過ごしましょう。

とき・会場
- 7月23日(月)＝千代田小学校校庭（神田司町2−16)、雨天時は同体育館
- 7月24日(火)＝和泉公園（神田和泉町1)、雨天時は和泉小学校体育館(神田和泉町1)
- 7月25日(水)＝芳林公園（外神田3−5−18)、雨天時は昌平小学校屋上校庭（外神田3−4−7)
- 7月26日(木)＝お茶の水小学校校庭(猿楽町1−1−1)、雨天時は同講堂
- 7月27日(金)＝西神田公園（西神田2−3−11)、雨天時は西神田児童・家庭支援センター体育室（西神田2−6−2)
- 7月28日(土)＝東郷元帥記念公園（三番町18)、雨天時は九段小学校講堂(三番町16)

※いずれも午前6時10分集合。希望者は、当日直接会場へ。
運営　千代田区ラジオ体操会連盟
問合せ　スポーツ振興課

■区民キャンプ会

とき　8月24日(金)～26日(日)、24日午後11時総合体育館前集合・出発
場所　白馬乗鞍岳・栂池高原（長野県)
対象　区内在住・在勤の健康な方90名(申込順)
費用　27,000円(小学生22,000円)
※ゴンドラ代含む
運営　千代田区レクリエーション協会
申込み　7月23日(月)から所定の申込書に申込金12,000円を添えて、直接スポーツ振興課へ。

■秋季テニス大会（硬式）

とき　9月15日(祝)・16日(日)いずれも午前9時～(予備日9月22日(土)・24日(休))
会場　都立有明テニスの森公園(江東区有明2−2−22)
種目　ダブルス戦＝男子、女子、ベテラン(2人とも50歳以上)の部
対象　区内在住・在勤の千代田区庭球連盟登録者(登録は随時受付中)
運営　千代田区庭球連盟
費用　3,000円(1ペア)
申込み　8月20日(月)までに費用を指定口座に振り込み、所定の申込書2部をスポーツ振興課へ。振込先等はお問い合わせください。

■総合体育館8月の「週間プログラム」日程変更のお知らせ

8月1日(水)～31日(金)の週間プログラム(体操教室等)が一部変更となりました。
詳しくは、スポーツ振興課へお問い合わせください。

伊豆諸島・小笠原諸島への旅行に助成金が出ます

対象　伊豆諸島・小笠原諸島での宿泊を伴う観光旅行等を行う都内在住・在勤・在学者
助成内容　大人1人1旅行につき
- 旅館・ホテルに宿泊する場合＝1万円
- 民宿に2泊以上する場合＝1万円
- 民宿に1泊する場合＝6,000円

※未就学児は大人の半額
※ただし、10万人を達成または、助成限度額に達した時点をもって終了します。
助成期間　平成14年3月31日(日)まで
申込方法など、詳しくは次の各島観光協会・村役場へ。
- 大島観光協会　☎04992−2−2177
- 利島村役場　☎04992−9−0011
- 新島観光協会　☎04992−5−0048
- 式根島観光協会　☎04992−7−0170
- 神津島観光協会　☎04992−8−0321
- 御蔵島村役場　☎04994−8−2121
- 八丈島観光協会　☎04996−2−1377
- 青ヶ島村役場　☎04996−9−0111
- 小笠原村観光協会　☎04998−2−2587
- 母島観光協会　☎04998−3−2300

問合せ　地域振興課管理係

伊豆諸島を支援しています

三宅島の噴火や新島・神津島近海の地震災害によりさまざまな影響を受けている伊豆諸島町村の復興・振興に寄与するため、特別区長会・東京都市長会・東京都町村会は、全国区市町村宝くじの収益金による資金を活用し、前記の宿泊助成のほか、三宅村住民に対する就労対策・見舞金の支給や、観光PR経費の助成などの支援を行っています。

▲神津島

▲新島

「青少年からの人権メッセージ」を募集

あなたが「生命の大切さ」について思っていること、また、つらかったとき、苦しかったときに励まされた体験やことばなどを教えてください。あなたの熱い思いをお待ちしています。優秀作品は、10月6日(土)～14日(日)開催の「青少年からの人権メッセージパネル展(新宿駅西口広場イベントコーナー)」で展示します。
応募資格　15～18歳の方
応募方法　8月3日(金)(必着)までに「ハガキ」または「A4用紙（様式自由)」に100字以内のメッセージ(イラストを加えても可)、必要事項(記入例参照)、匿名希望の有無(パネル展示および小冊子にする際)を書いて、東京都人権啓発活動ネットワーク協議会（〒100−8170千代田区大手町1−3−3 大手町合同庁舎第3号館 東京法務局人権擁護部内☎3214−6407）へ。
※応募作品は、小冊子にして啓発資料として活用します。応募者全員に記念品を贈呈します。

TOWNニュース

■悪質な消火器の訪問点検にご注意ください

近ごろ、消火器を多く設置する事業所などを訪問し、消火器の点検業務を行った後に高額の費用を請求するといった事例が増えています。
あいまいな承諾や一見合法的な書類への安易な押印はせずに、身分証明書の提示を求めるなど、会社との正規な契約業者であるかを確認し、不審な点があれば、はっきりと拒否しましょう。
※消火器の点検などは、所有者の責任で行うものですので、消防署では巡回点検等の委託はしておりません。
問合せ　丸の内消防署☎3215−0119、麹町消防署☎3264−0119、神田消防署☎3257−0119

■防災セミナー「安政江戸地震、関東大震災に学ぶ」

とき　8月17日(金)午後1時30分～
場所　江戸東京博物館（墨田区横網1−4−1）
申込み　8月10日(金)(必着)までに往復ハガキ(記入例参照)で(都)総務局災害対策部防災セミナー担当(〒163−8001新宿区西新宿2−8−1 ☎5388−2485）へ。

社会福祉協議会

■「は・あ・と」募金箱設置にご協力を

区内のお店や各種催しの際の募金箱（たて15cm×よこ18cm×奥行き10cm・カギ付)設置にご協力ください。皆さんからの募金は、社会福祉協議会の福祉事業に活用します。
問合せ　地域福祉課
☎5282−3711
FAX 5282−3718

■知的障害児を支援するボランティア養成講座(入門編)

とき・テーマなど　①8月22日(水)＝千代田小学校心障学級教諭ほかによる「知的障害児を取り巻く状況」、②8月29日(水)＝心身障害者福祉センター山本良典による「知的障害児を理解するために」、③9月5日(水)＝センタースタッフによる「ボランティア活動をはじめるために」いずれも午後2時～4時
会場　①・②＝千代田小学校（神田司町2−16)、③＝ちよだボランティアセンター(西神田1−3−4)
定員　各回15名（申込順)
申込み　7月30日(月)から、電話・ファクシミリ・Eメールまたは直接ちよだボランティアセンター（☎5282−3716 FAX 5282−3717 mail info@chiyoda-vc.com、西神田1−3−4）へ。

記入例
①催し・講座名②T・住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤性別⑥電話番号⑦その他
※在勤、在学の方は、勤務先・学校名と所在地、電話番号を追記。
※往復ハガキの場合は、返信側にも住所・氏名を忘れずに。
※一時保育のある催し等で一時保育を希望する方は、子どもの氏名(ふりがな)、性別、生年月日を追記。

図　書　館

●千代田図書館（九段南1-6-11）
☎3264-2111

■小学生１日図書館員募集

とき　７月25日㈬・31日㈫、８月20日㈪・23日㈭のいずれも午前９時30分～午後３時30分

対象　小学校４～６年生各回５名（申込順）

内容　貸し出し作業やコンピュータによる本の検索などを体験します。

申込み　所定の申込書を直接千代田図書館へ。

☆子ども映画会　８月４日㈯「ジャングル大帝―アフリカをめざせ編―」、８月22日㈬「ジャングル大帝―成長編―」、８月29日㈬「鉄腕アトム―誕生編―」、いずれも午前10時30分～正午

☆おはなし会　８月４日㈯・22日㈬、いずれも幼児向け＝午後２時～２時30分、小学生以上＝午後３時～３時30分

☆夏休み宿題相談　８月31日㈮まで、読書感想文の書き方や自由研究のテーマ探しの相談に応じます。

●四番町図書館（四番町1）
☎3239-6357

☆土曜子ども映画会　８月25日㈯午前10時～11時、「プーさんとティガー」「僕らはカウボーイペコス・ビル」

☆おはなし会　８月26日㈰、幼児向け＝午後１時30分～２時、小学生以上＝午後２時30分～３時

児　童　館

●一番町児童館（一番町10）
☎3230-0866

☆夏休み映画会　８月２日㈭・９日㈭のいずれも午後２時～

●西神田児童・家庭支援センター
（西神田2-6-2）☎5215-9062

☆ほっとほっとタイムスペシャルデー　８月１日㈬午前11時～午後１時30分、大妻女子大パネルシアター部によるパネルシアターショー ほか

●四番町児童館（四番町11）
☎3234-3084

☆秋まつりの実行委員募集　10月13日㈯の「秋まつり」をお手伝いしていただけるお子さんとその保護者の方を７月21日㈯から募集。

保育園子育て支援事業

■保育園に遊びに来ませんか

とき　７月27日㈮午前10時～11時

問合せ　西神田保育園
☎５２１５－９０６０

千代田平和展示会「原爆と人間展」

人類史上で唯一原子爆弾による被害を受けた「広島・長崎」の悲劇をパネルにより再現し、被爆の実態を伝えるとともに、核兵器の恐ろしさを見つめ直します。この機会にあらためて平和の尊さを考えましょう。

とき　８月７日㈫～12日㈰午前９時～午後５時

会場　いきいきプラザ一番町（一番町12）

問合せ　総務課国際・平和施策推進担当

富士見福祉会館

（富士見２－３－６　☎３２６２－１０４５）

■公開講座

▶陶芸教室

とき　８月５日㈰午前10時～正午

▶絵手紙教室

とき　８月10日㈮午後１時30分～３時30分

―いずれも―

対象　区内在住者各10名（申込順）

申込み　電話、ファクシミリまたは直接会館FAX３２６２－４２４７へ。

■舞台を開放します

２階集会室（舞台付広間）のカラオケなどを自由にお使いいただけるよう開放します。カセットテープやＣＤ等はご持参ください。

とき　８月４日㈯午前10時30分～正午、午後１時～３時

対象　区内在住者

申込み　当日直接会館へ。

いきいきプラザ一番町

（一番町12　☎３２６５－６３１１）

■第57回いきいきプラザ一番町コンサート「南アメリカ民族音楽のタベ」

「インディアンハープ」「ケーナ」などの珍しい楽器の演奏をお届けします。

とき　７月27日㈮午後６時30分～７時30分（午後６時開場）

出演　デュエット・エスペランサ（ガブリエル・ゴンザレス氏、日下部由美氏）

曲目　「コンドルは飛んでゆく」「コーヒールンバ」など

※車いすスペースあり。「風ぐるま」臨時便運行。

■「いきいきプラザまつり」ボランティア募集中

10月21日㈰に開催される「いきいきプラザまつり」をお手伝いしていただけるボランティアを募集しています。

活動期間　９月１日㈯～10月21日㈰

※まつり当日のみでも可

活動内容　飾り付けなどの準備、当日の運営

※８月20日㈪午後２時～３時、午後６時30分～７時30分の２回、オリエンテーションを行います。

申込み　８月19日㈰までに電話、ファクシミリまたは直接プラザFAX３２６５－６３１７へ。

高齢者センター

（神田神保町２－20　☎３２６５－３９８１）

■長寿会に加入しませんか

区内には６つの長寿会があります。各長寿会では、誕生会や春と秋の千代田荘への旅行など、楽しい催しを行い、会員同士の親睦を深めています。皆さんもぜひご加入ください。

対象　60歳以上の区内在住者

申込み　電話または直接センターへ。

男女共同参画センター

（神田和泉町１　☎５８２３－０７７２）

■グループワーク「男の車座～自己発見談義～」

悩みや問題を感じている方同士がありのままを語り合い、問題解決の糸口を見つける力を付けていきます。

とき・テーマ　８月７日・21日「パートナーシップ―うまくいってますか？パートナーとのコミュニケーション―」、９月４日「私にとっての“自分らしさ”」、いずれも火曜日の午後７時～９時

会場　ちよだパークサイドプラザ（神田和泉町１）

定員　30名（申込順）

コーディネーター　豊田正義氏（メンズリブ東京代表）、野本律子氏（女性相談室「Saya-Saya」代表）、才田昌弘氏（NPO法人「JUST」事務局長）

申込み　ファクシミリ、Ｅメールまたはハガキ（７面記入例参照）でセンターFAX５８２３－０７７５ mail miw@city.chiyoda.tokyo.jpへ。

施設の利用申込み・抽選

外濠公園10月分（野球・テニス）　土木管理課占用係

往復ハガキで、8/10㈮～20㈪（消印有効）までに申込み。
抽選　8/29㈬区役所６階603会議室
　野球＝午後１時30分～
　テニス＝午後２時30分～

スポーツ施設　スポーツ振興課（☎3256-8444）

七生体育施設10月分（テニス・バレーボール）

専用ハガキで、8/1㈬～25㈯（必着）までに申込み。
抽選　9/3㈪
※空き施設の申込みは9/12㈬午前10時から先着順で受け付けます。

総合体育館11月分

所定の用紙で、8/1㈬～20㈪（必着）までに申込み。
抽選　9/3㈪
※空き施設の申込みは9/4㈫午前10時から先着順で受け付けます。

保養施設10月分　地域振興課保養施設係

	空室受付	10月の利用できない日	
専用ハガキで、8/1㈬～8㈬（必着）までに申込み。 抽選 8/14㈫ 午前9時30分～ 区役所6階 603会議室	8/22㈬ 午前9時～	箱　根	2㈫～4㈭、 11㈭～12㈮、 16㈫～18㈭、
		湯河原	10㈬、23㈫～25㈭
	8/22㈬ 午後1時 30分～	嬬　恋	4㈭～5㈮、 16㈫～18㈭
		軽井沢	少年自然の家 3㈬、9㈫～11㈭、 16㈫～26㈮
			メレーズ軽井沢 3㈬、9㈫～11㈭

千代田区公会堂（☎3261-1772）	内幸町ホール（☎3500-5578）
利用月の1年前の同月1日から受付開始	

区民相談室　広報課広聴相談係

受付時間：午後１時～３時30分

相談内容	8月の相談日（祝日を除く）
交通事故相談※（第１～４金曜日）	3日、10日、17日、24日
外国人相談（第２木曜日）	9日

●交通事故相談・外国人相談の受付時間は午後１時～３時30分です。
※交通事故相談は事前に予約が必要です。
●区政・一般相談は、毎日（区役所開庁日）午前8時30分から受け付けています。
●法律、税務、人権身の上、行政、社会保険労務、不動産取引相談は、８月中お休みします。この期間中、法律などの問題でお困りの場合、東京都生活文化局広報広聴部相談課☎5320－7722へご相談ください。

☆休日の診療当番医や区の施設・事業のことは、24時間電話案内システム「千代田・くらしのファクシミリガイド」☎3264－2233で☆